

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ケイブ		コード	3760
提出日	2026/8/14	異動（予定）日	2026/8/28	
独立役員届出書の提出理由	2026年8月開催の定時株主総会において新たに社外取締役として津田覚氏と田中圭祐氏の選任議案が付議されたため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）																異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	該当なし		
1	竹村 滋幸	社外取締役	○											△							有
2	津田 覚	社外取締役	○											○						新任	有
3	田中 圭祐	社外取締役	○																○	新任	有
4																					
5																					

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏と当社は、顧問委嘱契約を締結しておりましたが、その取引額及び取引金額は、僅少であります。	経営に対する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、取締役の職務執行に対する監督、牽制機能の見地から、その職務を適切に遂行できると考えております。また同氏は、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
2	同氏と当社は、業務委託契約を締結しておりましたが、就任前の解約予定であり、取引金額は、多額ではなく、取引条件も一般的なものであり、特別な利害関係はございません。	公認会計士として、財務や税務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、取締役の職務執行に対する監督、牽制機能の見地から、その職務を適切に遂行できると考えております。また同氏は、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任いたしました。
3	該当事項はありません。	弁護士として、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、取締役の職務執行に対する監督、牽制機能の見地から、その職務を適切に遂行できると考えております。また同氏は、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任いたしました。
4		
5		

4. 補足説明

該当事項はありません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役又は会計参与
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主又はその業務執行者
- j. 上場会社が主要株主である者の業務執行者
- k. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
- m. 上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
- n. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- o. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～oの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～oのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。